土浦市ウォーターPPP導入可能性調査検討業務委託仕様書

１　委託番号及び件名

　　番号　Ｒ７国補公下維(委)第１号

　　件名　土浦市ウォーターPPP導入可能性調査検討業務委託

２　委託場所

　　土浦市　大和町　地内　外

３　委託期間

　　令和８年３月２０日まで

４　委託内容

土浦市ウォーターPPP導入可能性調査検討業務

（1）対象処理区

・土浦市流域関連公共下水道（処理区内人口120,240人、処理区域面積3,416ha）

・特定環境保全公共下水道（処理区内事項4,112人、処理区域面積314ha）

・農業集落排水施設（6地区、合計計画人口5,980人）

　　　※人口、面積は令和4年3月末時点

（2）対象施設

・管路施設　896km（内54kmは農業集落排水施設）

・ポンプ場　11箇所

・マンホールポンプ場　211箇所（内66箇所は農業集落排水施設）

・農業集落排水処理場　6箇所

５　委託料の支払い

　　完了払いとする

６　担当者・問い合わせ先

　　建設部下水道課維持係　宇佐美　　電話番号　029-826-1111 (内線：2252)

**〔１〕一般仕様書**

**第１章　総則**

1.1　業務の目的

本委託業務（以下、「業務」という。）は、ウォーターPPPを含む官民連携事業の導入に向けて、本市下水道等が抱える課題の分析と適切な事業範囲の検討および民間事業者説明のための資料の作成を行うものである。なお、官民連携事業については令和8年度内に導入決定を行うものとし、概算事業費の算出、契約手続きに係る資料の作成等については、次年度以降に実施する。

1.2　一般仕様書の適用範囲

業務は、本仕様書に従い施行しなければならない。ただし、特別な仕様については、特記仕様書に定める仕様に従い施行しなければならない。

1.3　費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

1.4　法令等の遵守

受注者は、業務の実施に当り、関連する法令等を遵守しなければならない。

1.5　中立性の保持

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するよう努めなければならない。

1.6　秘密の保持

受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

1.7　公益確保の義務

受注者は、業務を行うに当っては公共の安全、環境の保全、その他の公益を害することの無いように努めなければならない。

1.8　提出書類

受注者は、業務の着手及び完了に当って、 発注者 の契約約款に定めるものの外、下記の書類を提出しなければならない。

（イ）着手届　（ロ）工程表　（ハ）管理技術者届

（ホ）完了届　（ヘ）納品書　（ト）業務委託料請求書等

なお、承認された事項を変更しようとするときは、そのつど承認を受けるものとする。

1.9　会社実績

過去５年以内に元請として、国、法人税法（昭和40年法律第34号）に規定する公共法人と、下水道事業に係る官民連携手法の導入に関する調査検討業務の契約を締結し、履行した実績を有すること。

1.10　管理技術者及び技術者

(１)　受注者は、管理技術者及び技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。

(２)　管理技術者は、技術士（総合技術監理部門（下水道）、上下水道部門（下水道））の資格を有するものとし、業務の全般にわたり技術的管理を行わなければならない。なお、主要な設計協議ならびに現地踏査に出席しなければならない。

(３)　受注者は、業務の進捗を図るため、契約に基づく必要な技術者を配置しなければならない。

1.11　工程管理

受注者は、工程に変更を生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

1.12　成果品の審査及び納品

(１)　受注者は、成果品完成後に 発注者 の審査を受けなければならない。

(２)　成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。

(３)　業務の審査に合格後、成果品一式を納品し、 発注者 の検査員の検査をもって、業務の完了とする。

(４)　業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務のかしが発見された場合、受注者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

1.13　関係官公庁等との協議

受注者は、関係官公庁等と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれにあたり、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

1.14　参考文献等の明記

業務に文献その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記するものとする。

1.15　証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受注者の申請による。

1.16　疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、 発注者 、受注者協議の上、これを定める。

**第２章　計画**

2.1 一般的事項

受注者は、業務に当り、十分な検討を加えるとともに問題点及び疑義等が生じたときは遅延なく打合せを行う

ものとする。

2.2 業務の手順

(１) 業務は、十分協議打合せの後履行するものとする。

(２) 管理技術者は、主要な打合せには必ず出席しなければならない。

(３) 打合せには議事録をとり、内容を明確にして提出しなければならない。

**第５章　照査**

5.1　照査の目的

受注者は業務を施行する上で技術資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討を行うことにより、業務の高い質を確保することに努めるとともに、さらに照査を実施し、成果品に誤りがないよう努めなければならない。

5.2　照査の体制

受注者は遺漏なき照査を実施するため、技術士（総合技術監理部門（下水道）、上下水道部門（下水道））の資格を有する照査技術者を配置しなければならない。

5.3　照査事項

受注者は設計全般にわたり、以下に示す事項について、照査を実施しなければならない。

（１）業務スケジュールの妥当性

（２）現状整理の方法の妥当性

（３）事業者ヒアリング設計等の妥当性

（４）方針検討にかかる導入案整理の妥当性

（５）検討内容とウォーターPPP その他下水道事業にかかる法律、制度内容との整合性

**第６章　提出図書**

6.1　提出図書

(１)　提出すべき成果品とその部数は次のとおりとする。

　　図書名　　　　　　　　　　　　　　　　　　 形状寸法・提出部数

　（イ）報告書概要版 　 Ａ３・２部

　（ロ）報告書 　 Ａ４・２部

　（ニ）打合せ議事録 Ａ４・２部

　（ホ）その他参考資料 原稿　一式

　（へ）上記図書の電子成果品 CD-R又はDVD-R　一式

(２)　成果品の作成にあたっては、その編集方法についてあらかじめ 発注者 と協議する。

(３)　製本はすべて表紙、背表紙ともタイトルをつけ、直接印刷したものとする。

但し、市議会への報告など発注者が指示する時期において資料提供を行うこと。

**第７章　参考図書**

7.1　参考図書

業務は、下記に掲げる最新版図書を参考にして行うものとする。

（１） 下水道事業の手引（日本水道新聞社）

（２） 下水道計画の手引き（全国建設研修センター）

（３） 持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル（国土交通省、農林水産省、環境省）

（４） 流域別下水道整備総合計画調査指針と解説（国土交通省）

（５） 下水道施設計画・設計指針と解説（日本下水道協会）

（６） 下水道維持管理指針（日本下水道協会）

（７） 小規模下水道計画・設計・維持管理指針と解説（日本下水道協会）

（８） 下水道事業コスト構造改善プログラム（国土交通省）

（９） 下水道事業における費用効果分析マニュアル（国土交通省）

（１０）バイオソリッド利活用基本計画（下水汚泥処理総合計画）策定マニュアル（日本下水道協会）

（１２）下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン（国土交通省）

（１３）ウォーターPPP 導入検討の進め方について（国土交通省）

（１４）下水道分野におけるウォーターPPP ガイドライン（国土交通省）

（１５）下水道事業におけるPPP/PFI 手法選択のためのガイドライン（国土交通省）

（１６）性能発注の考え方に基づく民間委託のためのガイドライン（国土交通省）

（１７）下水道管路施設の管理業務における包括的民間委託導入ガイドライン（国土交通省）

（１８）下水道事業における公共施設等運営事業等の実施に関するガイドライン（国土交通省）

（１９）PPP/PFI 推進アクションプラン（内閣府）

（２０）PFI 事業実施プロセスに関するガイドライン（内閣府）

（２１）PFI 事業におけるリスク分担等に関するガイドライン（内閣府）

（２２）VFM（Value For Money）に関するガイドライン（内閣府）

（２３）契約に関するガイドライン－PFI 事業実施契約における留意事項について－（内閣府）

（２４）モニタリングに関するガイドライン（内閣府）

（２５）公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン（内閣府）

**〔２〕特記仕様書**

1.　特記仕様書の適用範囲

この仕様書は「土浦市ウォーターPPP導入可能性調査検討業務委託仕様書」（以下、「一般仕様書」という。）の第1章1.2に定める特記仕様書とし、この仕様書に記載されていない事項は、前記一般仕様書による。

2.　業務の対象

本業務の検討対象は以下のとおりとする。

（１） 対象処理区

・土浦市流域関連公共下水道（処理区内人口120,240人、処理区域面積3,416ha）

・特定環境保全公共下水道（処理区内事項4,112人、処理区域面積314ha）

・農業集落排水施設（6地区、合計計画人口5,980人）

　※人口、面積は令和4年3月末時点

（２）対象施設

・管路施設　896km（内54kmは農業集落排水施設）

・ポンプ場　11箇所

・マンホールポンプ場　211箇所（内66箇所は農業集落排水施設）

・農業集落排水処理場　6箇所

3.　業務の内容

3.1　前提条件の整理

（1）資料の収集・整理

下水道および農業集落排水に関する全体計画、事業計画、経営戦略、ストックマネジメント計画等の上位・関連計画に関する資料、近年の維持管理および建設改良に関する情報として関連業務の発注履歴及び委託仕様書・業務マニュアル、維持管理業務に関する市の人員体制が把握できる資料、苦情や事故件数実績等、業務遂行上必要となる資料を収集・整理する。

（2）類似事例、先行事例調査

ウォーターPPPを含めた官民連携事業の概要について最新の情報収集を行い、その内容を整理する。さらに、対象施設の維持管理業務における官民連携事業について他都市の先行事例を調査し、業務内容、施設範囲等を調査する。

（3）現状把握と課題の整理

収集した資料に基づき、現状の対象施設の維持管理の実施状況および体制を整理する。さらに、人材・施設・財務の視点から維持管理に関する課題を、現状と将来的な負担の両面から抽出・整理する。

3.2　官民連携事業範囲の検討

（1）対象とする施設・区域範囲案の検討

現況把握および課題の抽出結果に基づき、対象管路施設の維持管理事業に対する官民連携事業の対象とする処理区と対象施設を検討する。

（2）対象とする業務範囲案の検討

先に抽出した対象施設の維持管理業務の課題に対して、官民連携事業の対象として適切と考えられる維持管理業務の範囲を検討する。さらに、発注者と民間事業者の役割分担について整理する。

3.3　民間事業者への説明資料案の作成

民間事業者との合意形成を目的として、説明会のための説明資料案およびアンケート等の意見徴収資料案の作成を行う。なお、資料の作成に先立ち、説明会の開催方法および意見徴収方法について想定される手法を整理し、適切な手法を提案する。

3.4　事業スキームの検討

（1）事業手法の検討

維持管理業務における課題と対象事業範囲に基づき、適切な官民連携事業を選定し、事業の内容を整理した上で民間事業者へ説明可能な素案を策定する。なお、選定する事業手法は、令和9年度からの汚水管の改築に関する国費支援要件を満たすものとする。

（2）入札・契約方式の検討

事業実施のスケジュールを考慮した上で、民間事業者の創意工夫を総合的に評価した事業者選定が可能となる入札・契約方法について検討する。

（3）事業者選定スケジュールの検討

採用する発注方式に応じて、市内部での調整、入札参加資格の審査、質疑応答及び提案書の審査等を考慮した、事業開始までの工程および各段階における留意点を整理する。

3.5　執行体制の検討

（1）官民連携事業の導入時の実施体制の検討

現状の執行体制における対象管路施設に係る業務の確認・整理を行い、官民連携事業導入時の受託者の構成企業の案を作成し、最適な執行体制を検討する。さらに、導入時の委託者（官）と受託者側（民）のリスクを整理する。

（2）業務の履行確認方法の検討

官民連携事業の実施期間中の各業務の完了時に実施する受託者への支払い及び検査調書等、履行監視を含めた監督・検査等の実施体制・内容の検討を行う。

3.6　導入可能性の検討

（1）定量的効果の概略整理

事業スキームの検討で設定した対象業務について、過去の業務実績に基づき官民連携事業を導入した場合と従前の契約方法の場合の試算結果を比較し、概略の費用削減効果について整理する。

（2）定性的効果の整理

事業スキームの検討で設定した対象業務ついて、官民連携事業を導入より期待される効果として、事務作業の効率化、現場対応の迅速性等の定性的な効果を整理する。

3.7　官民連携事業内容の精査

（1）対象業務の詳細内容の整理

官民連携事業の対象業務について、収集資料をもとに、対象とする施設の詳細や、数量、作業項目や作業内容を整理する。

（2）民間市場調査結果を踏まえたスキームの決定

民間市場調査結果による民間企業からの意見・要望を踏まえて合意形成に至った官民連携事業スキームを決定し、事業実施に向けて必要となる対象施設、委託数量、作業内容、提出物、積算根拠等について最終案を整理する。

3.8　民間事業者への説明・民間市場調査の実施

民間事業者との合意形成を目的として、事業者への情報開示や意見徴収意見を求めるための説明会のための説明資料およびアンケート等の意見徴収資料の作成を行う。さらに、徴収した資料に基づき、民間事業者からの要望や意見を整理する。

なお、説明会および意見徴収は、2回実施することを想定する。

4.　設計協議

本業務の打合せ協議は、着手時、中間3 回、完了時の計5 回を基本とし、原則として対面形式により行う。なお、基本協議のほか、必要に応じて打合せを行う際にはオンライン協議も可とする。